

溶融亜鉛めっき高力ボルト接合施工技術者の皆様へ

(一社) 日本鋼構造協会 建築鉄骨品質管理機構
「建築高力ボルト接合管理技術者」登録申請手続きのご案内

- 2022年度特例措置 -

一般社団法人日本鋼構造協会建築鉄骨品質管理機構では、「建築高力ボルト接合管理技術者」資格制度を1998（平成10）年度より実施しておりますが、本制度の実施にあたり、既に特定の資格を保有されている技術者について、本機構の実行委員が実施する資格認定審査を受けることなく当該資格を取得することができる特例措置を設けております。

今般2021年度特例措置として「溶融亜鉛めっき高力ボルト接合施工技術者」を対象に、認定登録申請を開始いたしましたのでご案内いたします。

「建築高力ボルト接合管理技術者」資格は「溶融亜鉛めっき高力ボルト接合施工技術者」資格を保有しているだけでは取得することが出来ません。一般社団法人日本鋼構造協会建築鉄骨品質管理機構に認定登録申請を行い（申請書の提出）、本機構の認定委員会で認定され建築高力ボルト接合管理技術者として登録された後、「建築高力ボルト接合管理技術者認定登録証」の交付を受けることにより本資格者として認められ、本資格者として業務に従事することができます。

■ 特例措置の対象資格名称・資格認定団体・要件

資格の名称：溶融亜鉛めっき高力ボルト接合施工技術者（技能者は対象となりません）

認定団体名：溶融亜鉛めっき高力ボルト技術協会

特例の要件：認定登録申請時点で上記資格の有効期限内であること

■ 認定登録申請の受付・認定登録年月日・認定登録手数料等

認定等登録申請受付期間：2022年10月11日（火）～12月20日（火）（必着）

認定登録年月日：2023年4月1日

認定登録手数料：5,500円（消費税込）

登録の有効期間：3年間（以降は3年毎に更新手続きが必要）

■ 認定登録申請書類の入手受付・配布方法（10月11日（火）より配付）

■ 申請書類の入手方法：2パターンあります

その1：【郵便での申請書類入手方法】

その2：【本協会窓口での申請書類入手方法】

「その1」、「その2」それぞれの手順につきましては、次のページをご参照ください

申請書類を入手する方法は次のページをご参照ください

< 申請書類の入手方法の手順は以下の通りです >

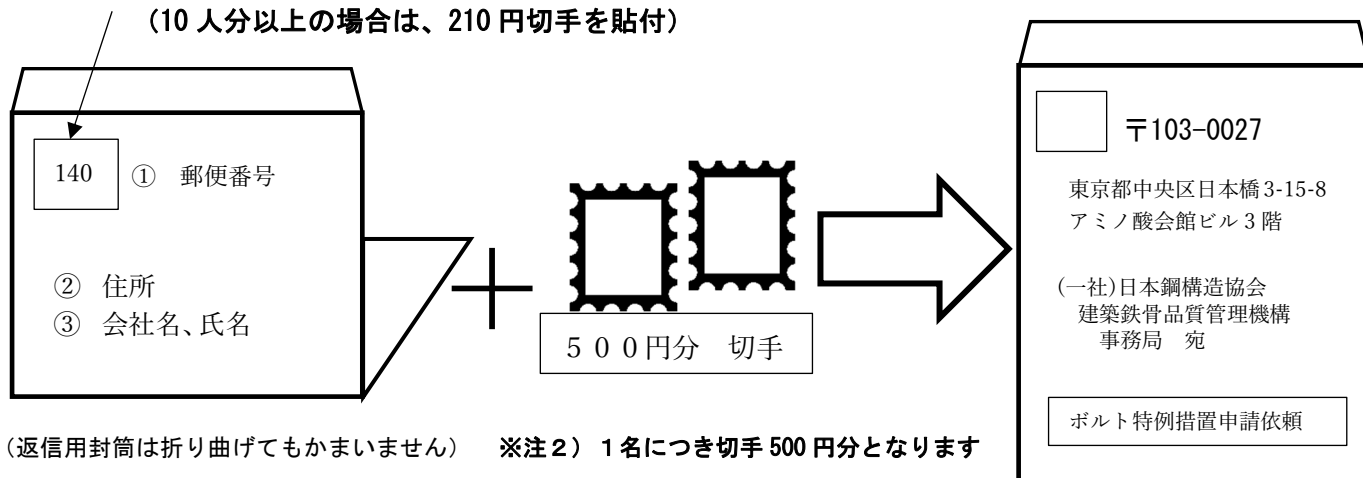
その１【郵便での申請書類入手方法】

※ 申請書類返送用封筒を申請者様ご自身で用意していただきます

140円切手を添付した申請書類返送用封筒（A4判封筒）に、返送先（ご自身）の①郵便番号、②住所、③会社名・氏名を明記し、書類代として「1名につき切手500円分」を添えて当協会までお送りください。当協会に到着後、送っていただいた返送用封筒に申請書と認定料振込用紙を入れてお送りいたします。

< A4判封筒 > 申請書類返送用封筒

※注1）140円切手を必ず貼付してください
（10人分以上的場合は、210円切手を貼付）



※注3）
返信用封筒、書類代の切手を同封の上、当協会事務局までお送りください。

※注1）10人分（申請書10枚）以上まとめて入手される場合は、210円切手を貼付してください。

※注2）書類代の切手は「1名につき切手500円分」となります。複数枚ご希望の方は人数分の代金分の切手を同封してください。

※注3）送付先は下記の通りです。

■ 一般社団法人日本鋼構造協会 建築鉄骨品質管理機構 事務局
〒103-0027 東京都中央区日本橋3丁目15-8 アミノ酸会館ビル3階

※ 郵送いただく際は、『ボルト特例措置申請依頼』と記載してお送りください。

その２【本協会窓口での申請書類入手方法】

※ 本協会までお越しください。窓口にて申請書類代金1名分につき500円と引き換えに配付いたします。

■ 本件問い合わせ窓口

一般社団法人日本鋼構造協会 建築鉄骨品質管理機構 事務局
〒103-0027 東京都中央区日本橋3丁目15-8 アミノ酸会館ビル3階
TEL : 03-3516-2153 FAX : 03-3516-2152